

(仮称) 忠岡町幼保一体化推進基本計画

(抜粋)

基本方針

1) 事業目的

近年、核家族化や少子化の進行等を背景に、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化等もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加している。また、少子化の影響により幼稚園の園児数が減少する一方、就労形態の多様化により保育所ニーズが増加するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、幼稚園や保育所に求められる役割も変化してきている。

本町においても子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、少子高齢化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育所施設の老朽化、多様化する保育ニーズなどに対応し、今後とも安心して子育てができるまちづくりの推進を図るため、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進と施設の一体化及び適正配置に向けて、幼稚園・保育所相互の既存施設の有効活用も含め、従来の枠組みを超えた幼保一体化施設の検討を行うことが必要とされた。

また、計画検討を進める中で、町の財政状況を踏まえた、効率的な行政運営が求められることから今後とも乳幼児期における教育・保育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくための方策として、民間活力の導入（公共施設の民営化）についても検討する必要があることから、基本計画を策定するものである。

2) 施設整備の基本方針

安心して子どもを産み育て、子育てに大きな喜びを感じることができる環境を将来にわたって持続可能なものとするため、現在の忠岡小学校区、東忠岡小学校区のそれぞれの幼稚園と保育所を統合し「認定こども園」への移行を進める。

○認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せもつ施設である。幼稚園の在園時間帯に利用する「短時間利用児」と、保育所の時間帯で利用する「長時間利用児」に区分して、それぞれ利用定員を設定。共通時間において、短・長時間利用児が同じ学級で活動し、共に遊ぶことで互いの成長や発達を促すことができる。また、育児への不安や負担感を少しでも和らげるために、子育て相談などの子育て支援も行っていく。

○施設の整備（幼保施設の統合）について

施設整備については、厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果を上げるため、既存施設の有効活用と合わせて、民間活力の導入についても検討する。

東忠岡小学校区の幼稚園・保育所については、隣接しているため、耐震化と合わせて、幼保連携に必要な改修を行うことで、現在の幼稚園・保育所を「認定こども園」として整備する。

忠岡小学校区については、現在の幼稚園・保育所の両施設が離れているため、新たに「認定こども園」を建設することになるが、施設整備については、財政状況や現在の幼稚園・保育所施設の運営体制などを総合的に勘案し、民間活力の導入についても検討していく。

忠岡地区のこども園候補地の検討

1) 候補地

候補地として、以下の2地域がある。

- ① 忠岡幼稚園と隣接地(町営住宅)
- ② 忠岡保育所隣接の旧総合福祉センター跡地

2) 候補地選定の視点

①施設の可能性・容易性

- 敷地規模 : 想定される施設規模を確保できる敷地規模
- 土地確保の容易性 : 土地の所有状況
- 土地利用現況・規制等 : 土地の利用状況および法規制、地形等による整備の容易性、課題の有無
- その他整備面での考慮事項 : 原施設の仮移転等の必要性の有無、その他整備を図る上で考慮すべき事項の有無

②子どもにとっての環境面

- 安全性(交通量等) : 周辺道路の交通量、歩道設置の必要性の有無
- 周辺環境(施設、騒音等) : 道路交通騒音の状況、周辺施設との関係

③立地特性

- 地域バランス : 整備位置による子どもや保護者の移動等の利便性
- 施設運営をする場合の適地性 : 施設の管理運営上の適地性

3) 付近見取図



4) 選定の視点に基づく各候補地

選定の視点		候補地	候補地①	候補地②
			忠岡幼稚園と隣接地(町営住宅)	忠岡保育所隣接の旧総合福祉センター跡地
				
整備の可能性・容易性	敷地規模		敷地が道路で3区画にわかれており、園舎の一体的な建設が困難。	ゆとりある面積の確保が可能。
	土地確保の容易性		全て町有地。ただし、3軒、町営住宅に居住中。 道路の付け替えが必要。	全て町有地。
	土地利用現況・規制等		敷地全体が平地である。 敷地が道路で3つに分かれている。	敷地全体が平地である。 中央に水路が存する。 忠岡町津波ハザードマップにおける津波浸水想定区域(0.3m~1.0m)。
	その他整備面での考慮事項		子どもの数が増えるので、保育室・調理室・子育て支援拠点などの増築が必要となるため、仮設園舎の整備が必要。 新築整備時は園庭が狭くなる。 既存の建物の撤去が必要。 境界が岸和田市にまたがっているため、岸和田市との協議が必要。	現施設を活用しながら新築整備が可能。 新築整備時も園庭敷地の確保が可能。 既存の建物の撤去が必要。
子どもにとっての環境面	安全性(交通、災害等)		幅員の狭い道路に面する。将来、通園等を考慮すると、敷地周辺の道路整備が必要となるが、住宅が密集しているため、整備も困難。	歩道が整備された比較的広い幅員の道路に面する。
	周辺環境(施設、騒音等)		小学校校舎、グラウンドに面する。 周囲に住宅地が密集している。	北側正面は畑に、西、南側はガレージに囲まれており、周辺からの音は無く、また、周辺への音を気にする必要がない。
立地特性	地域バランス		町域西側の中央付近に位置し、利便性に優れる。	町域西側の中央付近に位置し、利便性に優れる。
	施設運営をする場合の適地性		建物、園庭がそれぞれ別棟、別敷地となるため、管理しにくい。また、前面道路も狭く、送迎時の安全確保が必要。	建物、園庭が一体化しており、管理運営がしやすい構成。前面道路も広く、送迎時の安全確保が比較的容易。

5) 認定こども園の運営形態

認定こども園の運営形態については、次の3つが考えられる。

- ①公設公営・・・町が施設を整備し、運営も町がする
- ②公設民営・・・町が施設を整備し、運営は民間に委託する
- ③民設民営・・・民間が施設を整備し、運営も民間に委託する

民営化とは・・・上記のうち②か③の運営形態で、民間とは「社会福祉法人」又は「学校法人」を想定している。【「公私連携幼保連携型認定こども園」となります。】

※民営化したとしても教育・保育内容や職員配置、施設環境等に関することは国が定めた基準や指針などに基づき実施することとされているために、根幹部分については、公立でも私立でも変わりはない。

また、民営化した後についても、引き続き法人との間に締結した協定内容等に基づき、助言・指導など忠岡町が関与を保ち続ける必要がある。

メリット	デメリット (懸念される事項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士不足が解消されることにより安定的な教育、保育の提供並びに待機児童の解消が期待できる。 ・ 施設整備の際、建設費に対する国・府からの補助制度がある。 ・ 施設の維持管理経費が節減できることから、他の教育・子育て支援施策の充実に財源を配分することが可能となる。 ・ 施設型給付費に対する国・府からの負担金がある。 ・ 公立では、予算上の制限や手続きなどに時間を要することがあり、迅速な対応が難しいが、民間園であれば対応や判断の迅速さ、柔軟性の向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員 (幼稚園教諭・保育士) が変わる。 <p>上記以外で、懸念される事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の選定や条件が不適切であったり、移管の際の引継ぎが十分でないと、保育水準の低下リスクがある。 ・ 制服や行事等実費負担について。



デメリット (懸念) を解消するための方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し、現在の臨時保育士の優先雇用などを依頼することや、職員の派遣についても依頼することなどにより急激な変化が無いような対応を図っていく。 ・ 事業者の決定については、選定委員会を立ち上げ、厳正な審議を行ったうえ、決定していく。 ・ 民営化により、急激な料金変動が無いようにし、今後、教育・保育水準の向上に伴う費用負担については、三者懇談会 (保護者、事業者、町) において協議のうえ、決定していく。

公設公営の場合

本町の財政状況や職員体制等からも、認定こども園としての整備を早期に行うのは非常に難しいことから、当面は現状のままでの運営となります。

(施設の老朽化 (耐震化)、や待機児童解消、忠岡幼稚園の園児減少などの課題も解決されません)

幼稚園・保育所の設置基準による施設の規模設定

1)

〈忠岡幼稚園・忠岡保育所の現在の在籍人数等〉

	忠岡幼稚園			忠岡保育所			総合計
	人数	職員数	クラス数	人数	職員数	クラス数	
0歳児				9人	3人	1	9人
1歳児				16人	3人	1	16人
2歳児				19人	4人	2	19人
3歳児	13人	1人	1	22人	2人	1	35人
4歳児	17人	1人	1	19人	1人	1	36人
5歳児	20人	1人	1	14人	1人	1	34人
合計	50人	3人	3	99人	14人	7	149人



〈忠岡地区認定こども園の受入可能人数等(予定)〉

	忠岡地区			
	園児数単位	職員数	クラス数	利用定員
0歳児	3人	4人	2	12人
1歳児	5人	4人	2	20人
2歳児	6人	4人	2	24人
3歳児	20人	2人	2	40人
4歳児	30人	2人	2	40人
5歳児	30人	2人	2	40人
		18人	12	176人

※加配の職員は含んでいない

2)

〈東忠岡幼稚園・東忠岡保育所の現在の在園人数等〉

	東忠岡幼稚園			東忠岡保育所			総合計
	人数	職員数	クラス数	人数	職員数	クラス数	
0歳児				5人	2人	1	5人
1歳児				24人	4人	2	24人
2歳児				30人	5人	2	30人
3歳児	29人	2人	2	31人	2人	1	60人
4歳児	38人	2人	2	30人	2人	2	68人
5歳児	47人	2人	2	34人	2人	2	81人
合計	114人	6人	6	154人	17人	10	268人



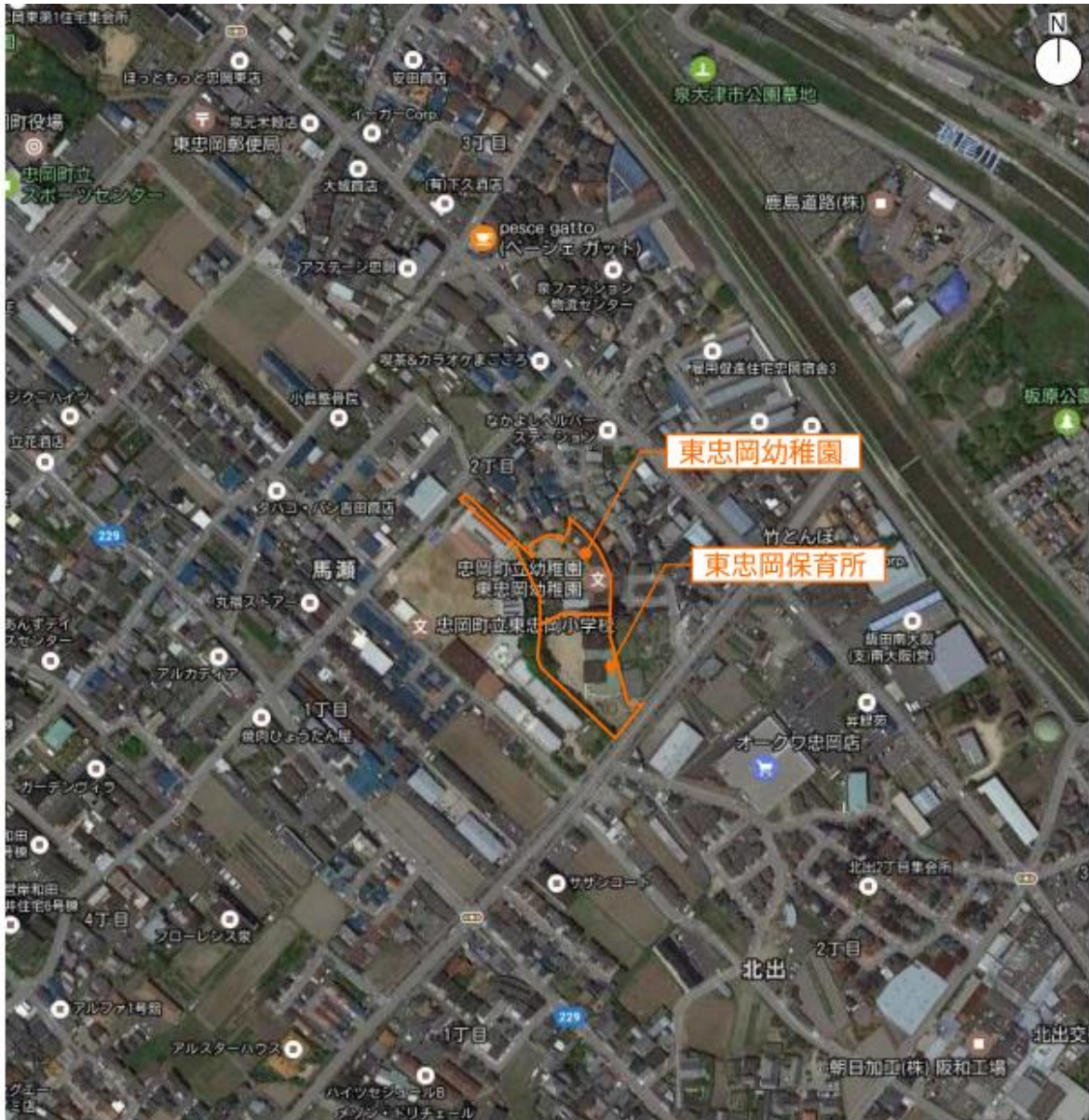
〈東忠岡地区認定こども園の受入可能人数等(予定)〉

	忠岡地区			
	園児数単位	職員数	クラス数	利用定員
0歳児	3人	4人	2	12人
1歳児	5人	4人	2	20人
2歳児	6人	4人	2	24人
3歳児	20人	3人	3	60人
4歳児	30人	3人	3	80人
5歳児	30人	3人	3	90人
		21人	15	286人

※加配の職員は含んでいない

東忠岡地区の付近見取図

計画場所 : 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17-2 (現 幼稚園)
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17-3 (現 保育所)



⑥ 土地利用計画概念図

東地区 土地利用計画概念図 1/1000

